

本宮市上下水道施設管理等包括業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

本宮市 建設部 上下水道課

目 次

第1章 業務の目的及び概要	1
1. 目的	1
2. 業務の概要	1
3. 提案見積の限度額	1
4. 法令等の遵守	1
第2章 受託事業者の選定	2
1. 受託事業者の募集及び選定方法	2
2. 参加者の構成等	2
3. 参加資格	2
4. 参加資格確認基準日	3
5. 参加にあたっての留意事項	4
6. 事業者の募集及び選定の日程	5
7. 募集手続き	5
8. 優先交渉事業者選定手続き	9
9. 本業務に関する問い合わせ先	10
第3章 契約手続き	10
1. 契約の締結	10
2. 次点者との契約交渉	10

第1章 業務の目的及び概要

1. 目的

本業務は、本宮市が実施する水道事業施設及び下水道事業施設（以下、「本件施設」という。）について、国が推進する管理・更新一体マネジメント方式によるウォーターPPPの枠組みに沿って包括的民間委託を実施することにより、本宮市と民間受託事業者との連携により、より効率的な事業運営と市民サービスの向上を目指すとともに、民間事業者による創意工夫や経験、ノウハウ等を活用し、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に上下水道事業を継続することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

本宮市上下水道施設管理等包括業務委託

(2) 業務の内容、要求水準、場所及び施設

対象業務の内容等については、別紙「本宮市上下水道施設管理等包括業務委託要求水準書及び一般仕様書（以下「要求水準書」という。）」及び別途閲覧「施設詳細資料1～2」のとおり。

(3) 委託期間

本委託の履行期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とする。

なお、契約締結の日から令和9年3月31日までの期間は、業務引継ぎ及び準備期間（移行期間）とし、受託者は自らの責任と一切の経費の負担において準備を行うものとする。また、業務引継ぎ及び準備期間内におけるスケジュール等については、市と受託事業者が協議の上で進める。

(4) 業務委託の方式

本業務は、国が推進する管理・更新一体マネジメント方式のウォーターPPP（レベル3.5）の枠組みに沿って、一括して受託事業者に委託する包括的民間委託として実施する。なお、水道事業及び公共下水道事業としての事業主体、事業経営及び施設保有は市に残すものとする。

3. 提案見積の限度額

本業務の限度額は、総額3,400,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、内訳は、水道事業2,600,000,000円、公共下水道事業800,000,000円（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）とし、参加事業者が提案する見積額は、総額及び各事業の内訳額を上限とする。

4. 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。

第2章 受託事業者の選定

1. 受託事業者の募集及び選定方法

受託事業者の募集及び選定方法は、高度な技術と優れた創意工夫の活用を図るため、公募型プロポーザル方式により実施し、参加事業者には事業提案書等の提出とともにプレゼンテーションの実施を求め、ヒアリングを実施する。

2. 参加者の構成等

[用語の定義]

- 単独企業…………… 本業務に単独で応募する企業をいう。
- 応募グループ……… 本業務に複数の企業等で構成して応募する団体をいう。
- 代表企業…………… 応募グループを構成する企業等のうち当該応募グループを代表する企業等をいう。
- 構成企業…………… 応募グループを構成する企業等のうち代表企業以外の企業等をいう。
- 優先交渉事業者……… 市による審査の結果、本業務を委託する相手方として選定した単独企業又は応募グループをいう。
- 受託事業者…………… 市と本業務の委託契約を締結し、本業務を遂行する単独企業または応募グループをいう。
- 共同企業体等……… 応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう。

- (1) 参加の形態は、単独企業による参加又は応募グループ（構成企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して構成企業はそれぞれ適切な役割を担うこと。）による参加のいずれも可とする。なお、応募グループを優先交渉事業者として決定した場合、委託時には共同企業体等として業務を行うこととして応募すること。
- (2) 応募グループで応募する場合は、代表企業1社を定めることとする。
- (3) 代表企業は、本事業の応募から委託契約の締結に至る手続きを代表して行う。構成企業が、代表者の代わりに手続きを行うことはできない。
- (4) 一つの企業が重複して異なる応募グループ、または、単独企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が代表企業又は構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。
- (5) 本業務に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）提出後から優先交渉事業者との委託契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合には、担う予定であった業務について新たに資格要件を満たす企業がこれに代わることとして、市がやむを得ないと認めた場合に限り、これを認める。

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。ただし、参加者が応募グループの場合、(6)

の要件については、いずれかの構成員が満たすものとする。

- (1) 単独企業及び応募グループの代表企業及び構成企業は、令和8年度において、本件業務等に対応する種目について本宮市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 本宮市入札参加資格停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く）。
- (5) 以下の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ③ 暴力団員と認められる者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - ⑥ 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑦において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ⑦ 法人については、その役員のうち③から⑤までのいずれかに該当するものがある者
- (6) 参加表明書の提出期限までに次に掲げる条件を満たすものであること。
 - ① 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水道施設であって、その施設能力の合計が1日あたり25,000 m³以上かつ、急速ろ過施設を有する浄水場の運転管理業務を元請として10年以上履行（現在契約中のものを含む。）した実績を有すること。
 - ② 次に掲げる条件を満たす者を配置できること。
 - ア. 要求水準書第2章第1項5の（3）従事者の配置基準による配置ができる者で同（4）従事者の法定資格基準の必須条件を満たす者。
 - イ. 要求水準書第3章第1項5の（1）従事者の配置基準による配置ができる者で同（2）従事者の法定資格基準の必須条件を満たす者。

4. 参加資格確認基準日

- (1) 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日から優先交渉事業者決定までの間、単独企業又は応募グループを構成する企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、市は当該単独企業又は応募グ

ループを落札者決定のための審査対象から除外する。なお、2（5）のただし書きを適用した場合には除外しない。

5. 参加にあたっての留意事項

（1）公正性の確保

参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）募集の中止等

市は、次の場合には、当該参加事業者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることができるものとする。この場合において参加事業者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責を負わない。

（ア）参加事業者が不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

（イ）天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

（3）実施要領等の承諾

参加事業者は、参加資格確認申請書（様式1-4）の提出により、市は参加事業者が実施要領等の記載内容を承諾したものとみなすものとする。

（4）費用負担

参加資格確認申請書や提案審査書類作成要領に定める審査書類（以下「提案審査書類」という。）の作成及び提出に係る費用、プレゼンテーション及びヒアリングに係る費用は、応募企業の負担とする。

（5）使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

参加に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（6）著作権

参加事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、市は本業務の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

（7）提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、原則として返却しないものとする。

（8）市からの提示資料の取り扱い

市が提示する資料は、本業務の事業提案書等の作成に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（9）事業提案書等に対する措置

次のいずれかに該当する事業提案書等は、無効とする。

（ア）参加資格を取り消された参加事業者の事業提案書

（イ）一つの参加事業者が複数の提案を行った事業提案書

（ウ）同一事項に対し、2通り以上の提案がされた事業提案書

(エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった参加事業者が提出した事業提案書等

(オ) 著しく信義に反する行為があった参加事業者が提出した事業提案書等

(カ) 提出期限までに提出されなかった事業提案書等

(10) その他

実施要領等に定めるもののほか、提出に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者
に通知する。

6. 事業者の募集及び選定の日程

募集の公告から契約締結までの日程は次表の日程で実施する。ただし、参加状況や審査の進捗
状況により日程を変更する場合がある。

項目	日程
公告及び実施要領等の公表	令和8年6月1日(月)
実施要領等に対する質問の受付期間	令和8年6月1日(月)～令和8年6月22日(月)
実施要領等への質問に対する回答公表	令和8年7月1日(水)まで
参加表明書、参加資格確認書類の提出期間	令和8年7月2日(木)～令和8年7月14日(火)
参加資格結果の通知	令和8年7月24日(金)まで
現地見学会	令和8年7月31日(金)
現地見学会を踏まえた質問の受付	令和8年8月3日(月)～8月10日(月)
現地見学会を踏まえた質問への回答	令和8年8月25日(火)まで
業務提案書の提出締め切り	令和8年9月25日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング の実施／審査	令和8年10月上旬
審査結果通知 (優先交渉事業者決定、評価結果公表)	令和8年10月中旬
契約前詳細協議	令和8年10月下旬
受託事業者との契約締結	令和8年11月上旬
引継期間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)
業務開始	令和9年4月1日(木)

7. 募集手続き

(1) 実施要領等の公表

実施要領等資料は、施設詳細資料1～2を除き、本宮市のホームページに公表する。

(2) 要求水準書添付資料の配布方法

本事業の受注を希望する企業を対象に、施設詳細資料1～2をファイル交換サービスにて送
信するので、令和8年6月19日(金)までに、件名を「本宮市上下水道施設管理等包括業
務委託資料送信希望」として、企業名、担当者氏名及び送信先メールアドレスを明記のうえ、
本宮市建設部上下水道課業務係まで電子メール(jouge-gyoumu@city.motomiya.lg.jp)で請

求すること。連絡があった日から3日以内に送信する予定である。

なお、本事業の事業者選定に係る説明会は開催しない。

(3) 実施要領等に対する質問の受付及び回答

本業務への申込を検討している企業であって、本事業の募集に関し質問がある場合には、次のとおり質問を受け付ける。

①受付期間

令和8年6月1日(月)午前9時から令和8年6月22日(月)午後5時までの市役所の開庁時間内とする。

②提出方法

質問票(様式3-1)に質問事項を記載し、本宮市建設部上下水道課業務係まで電子メール(jouge-gyoumu@city.motomiya.lg.jp)で提出すること。

③回答期日及び方法

令和8年7月1日(水)までに質問者へ随時、原則として個別にメールで回答する。

なお、参加を検討しているすべての企業に知らせるべき項目については、質問者名を伏せ、令和8年7月1日(水)までに随時、市ホームページで公表する。

(4) 参加資格確認申請書類の提出

参加表明にあたっては、次の①に示す関係書類を各1部提出すること。

①提出書類及び添付書類

提出書類	様式	備考
参加表明書	様式1-1	
参加事業者の構成企業一覧表	様式1-2	
委任状	様式1-3	単独による参加の場合は提出不要
参加資格確認申請書	様式1-4	
現地見学会参加申込書	様式1-5	希望する場合に提出
会社概要		最新のもの、パンフレット等の使用可、代表企業及び構成企業全社
財務諸表		損益計算書、貸借対照表 直近3年間の決算、代表企業及び構成企業全社
登記事項証明書		履歴事項全部証明書 発行年月日が3か月以内のもの、代表企業及び構成企業全社
水道施設の維持管理業務の実績があることを証する契約書等の写し		契約書の写し 契約に係る業務概要がわかる書類の写し

下水道施設の維持管理業務の実績があることを証する契約書等の写し		契約書の写し 契約に係る業務概要がわかる書類の写し
本業務の水道事業、下水道事業の従事者の法定資格基準による資格保有者の在籍状況一覧		第2章、3、(6)、②に関する確認書類。

②提出期間

令和8年7月2日(木)午前9時から令和8年7月14日(火)午後5時までの市役所の開庁時間内とする。

③提出方法

①の該当書類を持参、又は郵送等（配達履歴等が確認できる手段により提出期限内に必着すること）にて提出すること。

④提出先

「9. 本業務に関する問い合わせ先」とする。

(5) 参加資格確認審査結果の通知

参加資格の確認結果は、令和8年7月24日(金)までに参加者に対して書面により通知する。この場合において、参加資格を有していないと認められた参加者に対しては、その理由についても付記する。

(6) 現地見学会

参加資格確認審査を通過した者（以下「参加企業」という。）は、施設詳細資料1～2に記載する施設を、令和8年7月31日(金)に確認することができる。希望する場合は現地見学会参加申込書（様式1-5）を参加資格確認申請書類の提出時に併せて提出するものとする。

(7) 現地見学会を踏まえた質問の受付及び回答

(6)の現地見学会後に質問がある場合は、第2章の7の(3)に示す方法により、質問することができる。

①受付期間

令和8年8月3日(月)午前9時から令和8年8月10日(月)午後5時までの市役所の開庁時間内とする。

②提出方法

質問票（様式3-1）に質問事項を記載し、本宮市建設部上下水道課業務係まで電子メール（joug-gyoumu@city.motomiya.lg.jp）で提出すること。

③回答期日及び方法

令和8年8月25日(火)までに質問者へ随時、原則として個別にメールで回答する。

なお、参加を検討しているすべての企業に知らせるべき項目については、質問者名を伏せ、令和8年8月25日(火)までに随時、市ホームページで公表する。

(8) 参加の辞退

参加表明書の提出以降、企画提案書の提出期限日まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式1-6)を令和8年9月25日(金)までに提出すること。なお、郵送等による場合は、必ず配達履歴等が確認できる手段によることとし、期限までに必着すること。

(9) 業務提案書類の提出

業務提案書類については、次に示す関係書類を提出すること。

①業務提案に係る提出書類

提出書類		様式	記述内容
業務提案提出書		様式2-1	
業務提案に関する誓約書		様式2-2	
業務提案書類	業務提案書(表紙)	様式2-3	
	1. 運営の基本方針	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・優先交渉事業者審査基準第2章3に示す内容及び各資料の枚数制限に基づき提案資料を作成すること。 ・提案資料1枚の大きさは日本産業企画A列4番とし、フォントサイズは10ポイント以上とすること。また、2アップ印刷は認めない。 ・様式は任意とするが、左記の項目を見出しとして記載すること。
	(1) 事業の実施方針		
	(2) 業務実績		
	2. 業務運営計画、実施体制		
	(1) 業務実施体制		
	(2) 人材育成に関する考え方		
	(3) 業務リスクに対する考え方		
	(4) 事業計画の安定性・確実性		
	(5) 地域への貢献		
	(6) 環境への配慮		
	3. 水道施設・下水道施設維持管理業務		
	(1) 水道施設維持管理業務		
	(2) 下水道施設維持管理業務		
	(3) 危機管理		
	(4) 業務引継		
4. 施設の改築更新計画改定支援業務			
(1) 水道事業アセットマネジメント計画改定支援			
(2) 下水道事業ストックマネジメント計画改定支援			
提案見積書		様式2-4	
提案見積内訳書		様式2-5	

②提出書類の提出部数

- ・業務提案提出書 1部
- ・業務提案に関する誓約書 1部
- ・業務提案書類一式（表紙含む） 1部 別途データ（PDF形式）で提出すること。
- ・提案見積書 1部
- ・提案見積内訳書 1部

③提出期限及び提出方法

令和8年9月25日（金）午後5時までに「9. 本業務に関する問い合わせ先」宛に持参（又は郵送等（配達履歴等が確認できる手段により提出期限内に必着すること））により提出すること。

(10) 提案見積書

提案見積書は、次のとおり作成すること。

- ・様式は2-4を使用すること。
- ・添付書類として見積内訳書（様式2-5）を使用すること。
- ・見積限度額は、第1章の3に示す額とする。なお、見積金額は消費税込み及び消費税抜きを記載すること。

・修繕費関係

修繕費については各事業において、水道事業5,000千円/年（税込み）、下水道事業3,000千円/年（税込み）を定額で令和9年度から令和18年度まで事業費として見込むこと。

・薬品費関係

薬品費は、要求水準書第2章第2項に記載の予定数量を基に令和9年度から令和18年度まで事業費として見込むこと。

8. 優先交渉事業者選定手続き

優先交渉事業者選定手続きは、次のとおりとする。

(1) 委員会の設置

本業務に関する参加事業者を審査し優先交渉事業者を選定するため、本宮市上下水道施設管理等包括業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 選定方式及び提案審査の方法

選定方式及び提案審査の方法については、本宮市上下水道施設管理等包括業務委託優先交渉事業者審査基準（以下「審査基準」という。）に示すとおりとする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び市は、提案内容の確認のため、参加事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。実施時期は令和8年10月上旬頃を予定し、日時及び場所等の詳細については事前に参加者に通知する。

(4) 優先交渉事業者の決定

委員会は、審査基準に基づき審査を実施し、得点の最も高い参加事業者を優先交渉事業者として選定する。

(5) 選定結果の通知および公表

優先交渉事業者の選定結果は、令和8年10月中旬頃に参加企業に通知する。なお、選定後、ホームページにおいて、優先交渉事業者名及び得点を公表する。なお、次点以下は匿名化する。また、電話等による問い合わせには応じない。

(6) その他留意点

- ①参加事業者の審査会でのプレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、7人を上限とする。
- ②提案審査書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③公募に関して提出された提案審査書類は、参加企業へ返却しない。
- ④提出された提案審査書類は、本プロポーザルにおける優先交渉事業者の選定以外の目的では使用しない。なお、公文書公開請求があった場合は、本宮市情報公開条例に基づき取り扱うこととし、参加事業者の同意があった情報を除き開示しない。
- ⑤提出された提案審査書類の著作権は参加事業者に帰属するが、公表等、市が必要と認めるときは、参加事業者の了解を得たうえで、市はこれを使用できるものとする。
- ⑥提案審査書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は参加事業者が負う。
- ⑦参加事業者が1者もしくは1応募グループの場合においても審査を実施するものとし、参加事業者がない場合においては、その旨を速やかに市のホームページで公表するものとする。

9. 本業務に関する問い合わせ先

本宮市建設部上下水道課業務係

所在地 〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212 番地

電 話 0243-24-5411

メール jouge-gyoumu@city.motomiya.lg.jp

第3章 契約手続き

1. 契約の締結

市は、優先交渉事業者と本業務についての詳細協議・交渉を経て、それらの内容を業務契約書に反映させ契約を締結する。

2. 次点者との契約交渉

市は、優先交渉事業者との契約を締結できない場合において、次点者と契約交渉できるものとする。